

第 71 号

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例及び熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

- (1) 熊本県職員等の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年熊本県条例第2号）第2条第2項
- (2) 熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例（平成19年熊本県条例第67号）第4条第2号

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県職員等の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

（提案理由）

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。